

# ぐるなび Fine Order 楽天ポイント約款

## 第1条（本約款の適用）

1. 本約款は、株式会社ぐるなび（以下「当社」という）が提供する「ぐるなび Fine Order」（以下「Fine Order」という）を利用している事業者（当社が連携する再販先（以下「再販先」という）との間で Fine Order の利用契約を締結している事業者を含む）が、本サービス（第3条に定義する。本条において以下同じ）の利用にかかる申込を行い、当社がこれを承諾した者（以下「契約者」という）との間に適用される。
2. 本サービスに関し、本約款に定めのない事項は、当社が別途定める基本約款の定めが適用される。
3. 契約者が当社又は再販先との間で Fine Order の契約を締結していることを本サービスの利用の条件とし、当社又は再販先との Fine Order の契約が終了した場合、契約者は本サービスを利用することはできないものとする。

## 第2条（定義）

本約款における用語の定義は以下のとおりとする。

- (1) 楽天会員  
楽天グループ株式会社（以下「楽天」という）の会員組織である楽天会員に登録をしたユーザーをいう。
- (2) ポイント  
楽天が楽天会員に付与する「楽天ポイント」をいう。
- (3) 本会員  
楽天会員及び当社の会員組織である「ぐるなび会員」に登録した上で、楽天会員 ID とぐるなび会員 ID の連携を実施し、会員にログインした状態で楽天ポイントの付与を希望する者をいう。
- (4) 本プログラム  
楽天の提供する楽天ポイントのプログラム（以下「楽天ポイントプログラム」という）を利用し、Fine Order において本会員にポイントが付与できるポイントプログラムの機能をいい、ポイントを利用させる機能は含まれない。

## 第3条（本サービス）

1. 当社は、本サービスとして、契約者が提供する飲食等のサービスにおいて「ぐるなび Fine Order」を利用して注文し決済（以下「本決済」という）を行った本会員に契約者がポイントが付与できる本プログラムを契約者に対し提供する。なお、ポイント付与の対象となる会員は、以下の条件を満たした者とする。
  - (1) 楽天会員 ID とぐるなび会員 ID の連携を実施していること
  - (2) 前号の連携を実施した上で、会員にログインしていること
  - (3) 楽天が別途定める「楽天ポイント利用規約」に違反していないこと
2. 契約者は、当社が本サービスの業務の全部又は一部を第三者に再委託することを承諾する。

## 第4条（契約の成立）

1. 本サービスの利用申込は、利用希望者が、当社所定の申込書及び申込画面等（以下あわせて「申込書等」という）に必要事項を記入し、当社に提出又は登録することにより行われるものとする。かかる申込書等の提出又は登録等をもって、利用希望者は本約款に同意したものとみなされる。
2. 当社は、利用希望者による申込書等の提出後、当社所定の審査を行い、審査基準を満たさない場合、利用希望者は本サービスを利用できない。この場合、当社は遅滞なく利用希望者にその旨を通知する。但し、当社は、利用希望者に対し、審査基準を満たさない理由を開示する義務を負わず、利用希望者はこれに異議を述べることができないものとする。

3. 本契約は、当社が利用希望者による本サービスの利用を承認した時点（システム設定が完了した時点）をもって成立するものとし、当社はシステム設定の完了後、本サービスの提供を開始する。

## 第5条（包括代理加盟店方式及び加盟店契約の成立）

1. 契約者は、当社が本サービスを提供するために、当社が楽天との間で包括代理加盟店契約を締結し、当社が契約者を代理して楽天と契約者との間で成立する加盟店契約（以下「加盟店契約」という）を締結することを確認し、契約者は当社に対し加盟店契約を締結するための代理権を授与するものとする。
2. 契約者は、当社が包括代理加盟店契約の相手方たる楽天との関係において、契約者及び契約者による本サービスの利用について、当社が契約者を包括的に代理する権限を有し、以下の各号に掲げる事項を行うことを承諾する。
  - (1) 加盟店契約を締結する行為及びこれに付随する一切の行為（加盟店契約の締結に伴う書類その他の情報の楽天への提出を含む）
  - (2) 契約者と楽天との間の届出、通知、その他一切の連絡事項の取次ぎ
  - (3) 楽天の契約者に対する解除の意思表示及び自動更新の拒絶の意思表示その他の契約の終了に関する意思表示の受領（契約者に対する改善指導の連絡の受領も含む）
  - (4) 契約者と楽天間の加盟店契約に基づく楽天の契約者に対する自殺の意思表示の受領
  - (5) 第9条に規定する拠出金の収納
  - (6) その他当社と契約者が合意し、楽天が承認した事項
3. 契約者は、本サービスの申込に際し、契約者と楽天との間で成立する楽天ポイントプログラムの加盟店契約の内容となる、楽天が定める「ぐるなび Fine Order サービス 楽天ポイントプログラム参加規約」（以下「楽天ポイントプログラム参加規約」という）に同意し、これを遵守するものとする。
4. 契約者は、楽天会員規約（<https://corp.rakuten.co.jp/terms/>）、楽天ポイント利用規約（<https://corp.rakuten.co.jp/terms/index.html?tab=point>）を理解のうえ、これらを遵守するものとする。
5. 何らかの事由により加盟店契約が解約された場合、契約者は本サービスの利用を継続することはできないものとする。

## 第6条（契約期間）

1. 本契約は、本契約の成立日から有効とし、本サービスの利用開始日より起算して1年後の応当日の前日までとする。但し、別段の合意をした場合を除く。
2. 本契約期間の満了日の1か月前までに契約者から当社所定の書式で当社に対し本契約を更新しない旨の通知がなされた場合を除き、本契約は同一条件にて1年間自動的に更新されるものとし、以降も同様とする。
3. 前2項の定めにかかわらず、Fine Order の契約が終了した場合、その終了時と同時に本契約も終了する。

## 第7条（利用料金）

1. 本サービスの利用料金（以下「手数料」という）は、以下のとおりとする。なお、第8条に定めるポイントの付与にかかる原資については、第9条に従い、手数料とは別に契約者が負担する。
  - (1) 通常利用手数料：本決済金額（税込）× 0.5%（税別）
  - (2) キャンペーン利用手数料：ポイント付与数に相当する金額（1ポイント1円換算）× 30%（税別）
2. 契約者は、手数料に消費税等の税金を付加した合計金額を当社に支払うものとする。

## 第8条（ポイントの付与）

1. 当社は、本決済を行った本会員に対し、本決済における会計金額（税抜）に対し

当社が設定した付与率のうち契約者が選択した付与率のポイントを付与する。ただし、小数点以下は切り捨てとする。

2. ポイント付与の対象となる本決済は、本会員が「ぐるなび Fine Order」を利用して行った決済とする。
3. 本会員へのポイント付与は「ぐるなび Fine Order」上での決済日(以下「決済日」という)から9日後に確定し(以下この日を「ポイント確定日」という)、ポイント確定日の翌日(但し、システム障害又は楽天の都合により数日を要する場合は除く)に本会員に対しポイントが付与される。
4. 契約者は、ポイント付与数に疑義がある場合は、当該ポイントのポイント確定日までに当社所定の方法により当社に対してこれを通知しなければならない。
5. ポイント確定日後に本会員が本決済を取り消した場合であっても、当社及び契約者は当該本会員へのポイント付与を取り消すことはできず、契約者は手数料及び次条に定める拠出金を当社に支払わなければならない。
6. ポイント付与及び本サービスの利用にあたり、契約者は不当景品類及び不当表示防止法、不正競争防止その他法令に違反してはならないものとする。なお、ポイントの付与率を変更するキャンペーンの実施を契約者が希望する場合、契約者は、景品表示法等の法令のほか、当社が別途定めるキャンペーンのルールを遵守するものとする。

#### 第9条 (拠出金)

1. 楽天ポイントプログラム参加規約の定めにかかわらず、契約者は本会員に付与されたポイントに関し、1ポイント1円の割合でポイントの原資相当額(以下「拠出金」という)を当社に対し拠出するものとする。当社は拠出金を本会員がポイントを利用する際の原資として受領し、これを楽天に引き渡す。
2. 前項の場合、契約者の加盟店契約に基づく楽天に対する原資相当額の支払債務は、契約者からの拠出金を当社が受領した時点で消滅する。

#### 第10条 (支払条件及び支払方法)

1. 当社は、1日から末日までの手数料及び拠出金を翌月15日締めにて算出し、締め日の属する月の翌月に契約者に対し請求書を発行する。
2. 契約者は、請求書発行月の末日までに、請求書の記載に従い、当社が指定する銀行口座へ振込み送金その他当社が別途指定する方法で支払うものとする。なお、振込手数料は、契約者の負担とする。

#### 第11条 (差別的取り扱いの禁止)

1. 契約者は、本会員に対し他の支払方法への変更の要求、他の支払方法及び異なる取扱商品代金等その他の条件の適用、ポイント付与に当社又は楽天が定める以外の制限を設けたりする等、直接的又は間接的に不利となる差別的取扱いをしてはならない。
2. 契約者は、「楽天ポイント」と類似のポイントプログラム(当社が提供する「ぐるなびポイント」を含む)をユーザー及び本会員に対して提供しているときは、ユーザー及び本会員が混同又は誤解をしないよう、十分な表示及び説明を行うものとする。
3. 契約者は、ポイントについて本会員との間に問題が発生した場合は速やかに当社に連絡し、解決策について誠実に協議する。

#### 第12条 (本契約の解約等)

1. 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合は、契約者に対する何らの催告なしに、本契約を解除することができるものとする。この場合、契約者は、当社に対して負担する一切の債務(個別契約に基づき負担する債務を含むがこれに限られない)の期限の利益を当然に失い、これを直ちに弁済する。なお、本条による本契約の終了は、当社の契約者に対する損害賠償の請求を妨げないものとする。
  - (1) 契約者が当社約款に違反した場合

- (2) 契約者が個別のサービスの支払いを滞り、当社からの催告にもかかわらず相当期間経過後も支払いがなされない場合
- (3) 契約者が審査基準を満たしていないことが事後的に判明した場合、又は審査基準を満たさなくなったと当社が判断した場合
- (4) 契約者が自己の営業の停止又は廃止をした場合
- (5) 契約者が自己の営業について監督官庁による注意、勧告又は処分を受けた場合
- (6) 契約者が自己の営業を行うために必要な許認可を有しない場合
- (7) 契約者が住所変更の届出を怠る等契約者の責に帰すべき事由によって契約者の所在が不明となった場合
- (8) 契約者が仮差押え、仮処分、差押え若しくは競売の申立てを受け、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始若しくは特定調停手続開始その他これに類する手続の申立てを受け、又は申立てを自らした場合
- (9) 契約者が支払を停止し、又は手形交換所から警告若しくは不渡り処分を受けた場合
- (10) 契約者が公租公課の滞納処分を受けた場合
- (11) 前3号のほか、契約者の財産状態又は信用状態が悪化したと当社が判断した場合
- (12) 契約者が資本減少、合併、全部若しくは重要な一部の事業の譲渡又は解散の決議をした場合
- (13) 契約者が株主構成、役員等の変動等により会社の実質的支配関係が変化し、従前の会社との同一性がなくなったと当社が判断した場合
- (14) 契約者が死亡した場合
- (15) 契約者による当社への過度な要求があった場合
- (16) 本項各号のいずれかに準ずる事由があると当社が判断した場合
- (17) その他契約者による基本契約及び個別契約の履行が困難であると当社が判断した場合

2. 当社は、本契約の期間中においても、契約者に対し電子メール又は書面による通知を行うことにより、本契約を解約することができるものとする。
3. 契約者は、基本契約の期間中においても、当社所定の方法に従い、解約希望日の1か月前までに当社に対し当社所定の届出を行うことにより、解約希望日をもって本契約を解約することができるものとする。

#### 第13条(データの取扱い)

1. 契約者と再販先との Fine Order にかかる契約及びぐるなび FineOrder 利用条件の定めにかかわらず、当社は、本サービスにおいて取得した以下の各号に定める情報(以下「本データ」という)及び本データを統計データ・分析データ・集合的データの形式にしたもの(以下「統計データ等」といい、本データと統計データ等をあわせて「本データ等」という)を、本サービス及び当社のサービス(プロモーションを含む)の企画・開発・分析・改善・実施、本サービスの営業活動に利用すること、また、第三者に統計データ等を提供すること(有償・無償を問わない)ができるものとする。
  - (1) 本会員が、本サービスを利用して注文・決済した店舗の情報(都道府県、エリア、業態、店舗名を含むがこれらに限られない)
  - (2) 本会員の本サービスの利用履歴(サービス内容、商品、金額を含むがこれらに限られない)
2. 当社は、本データ等を楽天に対し提供することができるものとする。
  - (1) 楽天グループ(楽天並びに楽天の連結子会社及び持分法適用関連会社をいう)が行う各種プロモーションの分析、企画及び実施
  - (2) 楽天ポイントプログラムの拡大のためのマーケティング分析、企画及び実施

(3) その他契約者及び楽天で別途合意する事項

3. 楽天は、前項各号の目的で、当社又は契約者から受領した本データを集計又は分析し、楽天グループ、当社又は契約者に対して提供できるものとする。
4. 当社は、本データを本会員より取得するにあたっては、個人情報保護法等に則り、本会員から必要な同意を得るものとする。

以上

制定日 2023年3月27日